

論 文

広島大学文書館の設立経緯と現状

はじめに

二〇〇四(平成十六)年四月一日、「広島大学文書館(ぶんしょかん)」が設置された。日本の大学に「文書館」が設けられたのは、二〇〇〇年一月設置の京都大学大学文書館に続いて、広島大学文書館が一番目である。

「今、大学アーカイブズが元気^①」といわれているように、近年大学アーカイブズ界は活況を呈しているかに見えるが、広島大学という地方国立大学に文書館が設置されたことも、この流れの中に位置づけることが可能であろう。

本稿では、広島大学文書館の設立経緯を振り返り、その現状を紹介する。^② 単なる経過・現状報告にすぎないが、設立経緯においては、今大学アーカイブズが求められる理由を、現状においては、他の大学アーカイブズや自治体アーカイブズとも共通する問題点を抽出することを意識して論述することにする。

一、設立経緯

菅 真 城

広島大学文書館の設立にあたっては、その母体となつた広島大学五十年史編集専門委員会・同編集室などから、数多くの文書が起案された。それらの文書のうち主要なものは、「広島大学文書館の設置関係文書」^③として紹介した。同文書には小池聖一による解題^④が付されており、詳しくは直接これらを参照していただきたいのであるが、広島大学文書館の設立には、①広島大学五十年史編纂事業と②森戸辰男関係文書整理事業という二つの前史的事業と、③情報公開法の施行と④国立大学法人化という二つの社会的背景が存在した。

1 広島大学五十年史編纂事業

広島大学文書館の直接の基盤をなすのは、広島大学五十年史編纂事業である。広島大学文書館は、広島大学五十年史編集室の人員・設備等すべてを継承して発足した。

広島大学五十年史編纂は、広島大学創立五十周年記念事業の一環として取り上げられ、一九九七年七月に広島大学創立五十周年記念事業委員会の下に広島大学五十年史編集専門委員会が設置され、一九九八年二月には広島大学五十年史編集室が開設された。『広島大学五十年史』の編纂期間は五カ年とし、図説・年表編と通史・資料編とを刊行する計画で出発した。一九九九年一月に図説・年表編にあたる『広島大学の五〇年』を、二〇〇三年三月に『広島大学五十年史 資料編』上巻を刊行した。現在、『広島大学五十年史 通史編』を編纂中である。編纂計画期間の五カ年が満了した二〇〇三年三月三一日をもつて、五十年史編集室は閉室し、四月一日からは、広島大学文書館設立準備委員会の下に広島大学文書館設立準備室が設置された。この間の経緯については「五十年史編集室の閉室と文書館設立準備室の開室について」にまとめられているが、行論に必要な範囲で再論する。二〇〇二年五月二十九日に学長が文書館設置について運営戦略会議で検討することを決定、六月四日の運営戦略会議で文書館設置検討会を設けて前向きに検討すべきとされた。七月三一日に文書館設置検討会（座長頼祺一大学院文学研究科長・五十年史編集専門委員会専門委員長）を設置して三回にわたりて会議を開催し、「広島大学文書館の設置に関する答申」を作成した。これに基づいて一〇月九日に評議会組織部会Bが平成一六年度文書館設置を了承した。そして二〇〇三年一月一四日に評議会組織部会Bが、一月二一日に評議会が、「広島大学文書館設置構想⁽⁷⁾」を承認し、二〇〇四年四月の文書館設置と二〇〇三年四月の文書館設立準備室設置が決定した。

年史編集室から大学資（史）料室へという動きは、これまでの日本の大手においても見られる。この動きは自治体史編纂室から自治体文書館へというこれまでの日本のアーカイブズ設置の歴史とも符合する。広島大学ではかつて『広島大学二十五年史』を編纂したが、その資料はその後散逸させてしまった。この苦い経験から編纂後の資料保存体制を整備することが、五十年史関係者の念願であった。⁽⁸⁾ このように、これまでのアーカイブズ設置は「沿革史編纂作業の始末論」⁽⁹⁾の趣旨を持っていたのである。しかし、この度の広島大学では、五十年史編纂事業はまだ継続中にもかかわらず、文書館設立が実現した。編纂とアーカイブズという相異なる業務を文書館で同時に担っていることの問題点は存在するが、ここでは、年史編纂完了前に文書館が設置されたことを強調しておきたい。広島大学は、大学の管理運営上あるいは教育研究上必要な組織として文書館を設置したのである。年史編纂資料を保管することが、文書館の第一の目的ではないのである。

2 森戸辰男関係文書整理事業

森戸辰男は広島大学の初代学長である。一三年もの長年にわたって学長を務めた森戸によって、広島大学の基礎は形成された。

森戸辰男関係文書の整理作業は、一九九五年から広島大学の有志研究者を中心とする「森戸文書研究会」（代表小池聖一）によつて始まった。一九九七年度に入り、総合科学部の総合科学プロジェクトおよび広島大学学内特別経費の支弁を受け、一九九八年度からは広島大学創立五十周年記念事業の一つとして史料の整理・公開が行われた。具体

的には、企画展示として「森戸辰男とその時代」展を開催した。そして二〇〇一年に『森戸辰男関係文書目録』上下二巻を刊行し、整理作業を終えた。文書点数は、二万一千点に及ぶ。⁽¹⁰⁾

『森戸辰男関係文書目録』刊行にあたって広島大学長牟田泰三は、「広島大の建学の祖であり、戦後の教育界に大きな足跡を残された森戸先生の関係文書の散逸を防ぎ、系統立ててまとめる意義は大きい。森戸研究をするなら広島大といわれるよう今後も収集を続ける。将来は森戸文書を柱の一つとする大学アーカイブス（文書館）をつくりたい」と述べていた。

森戸文書研究会、特に代表である小池聖一の地道な努力により、森戸文書が広島大学にとって重要なという認識は、学内外において共有されるようになり、その体制整備が問題となつていった。森戸文書研究会は、森戸辰男関係文書の「今後の保管・公開・研究体制の構築を勘案する上で、同様の職務について専門的な能力を有している

広島大学五十年史編集室の存在は重要であり、図書を管理する広島大学附属図書館とともに、記録・文書の収集・整理・保管・公開までを貫して対応できる編集室の整備拡充に基づく文書館化を含めた体制構築が広島大学として必要と考えられる」と指摘し、二〇〇二年四月二二日、牟田学長、宮沢図書館長、東府事務局長等と小池森戸文書研究会代表との会議において、今後も広島大学として森戸辰男関係史料の整理・収集・保存・公開事業を継続することと、その主体として広島大学五十年史編集室が中心となることが確認された。⁽¹¹⁾

森戸辰男関係文書は、広島大学の出発点・建学理念を検証する好個

の資料群である。また、単に広島大学に関するのみならず、戦後文教政策等を研究する上でも、その利用価値は高い。学内外に広島大学文書館の存在をアピールする「目玉」・「お宝」もある。

大学創設者ともいえる初代学長に関する膨大な「お宝」文書を核としての文書館の設置。この事実を考えると、創設者に関する資料を所蔵している私立大学の資（史）料室のみならず、毛利家文庫を一つの核として設立された日本初の公立アーカイブスである山口県文書館の設立経緯を想起してしまうのである。核となる「お宝」文書は、たしかに派手でわかりやすい。しかしながら、われわれは「お宝」がない組織へもアーカイブスを設立するための、理念的・実践的努力を行わなければならないのである。

3 情報公開法

広島大学文書館設置の背景として、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成二一年法律第四二号、以下「情報公開法」と略記）の施行があげられる。⁽¹²⁾ 日本の大学初の文書館である京都大学大学文書館の場合も、情報公開法が画期となつて設立された。京都大学では、情報公開法へ対応するにあたつて、部局長会議の情報公開検討ワーキンググループから、保存年限の過ぎた行政文書のうち学術的価値の高い文書を保存する「大学公文書館（仮称）」を整備することが提起された。⁽¹³⁾ 広島大学では、情報公開法施行にあたつて評議会の情報部会が「広島大学における情報公開に関する考え方（答申）」を作成した。

情報部会答申は、国立大学協会案を模倣したもので、非現用文書の保

存については考慮されていなかつた。このため広島大学五十年史編集専門委員会は、文書保存のための最低限の提言を行つたが、これに対する情報部会からの回答は事実上のゼロ回答であつた。⁽¹⁵⁾

情報公開法への対応にあたつて、その対策チームからアーカイブズ設置を求めた京都大学とそうでない広島大学。法律への直接的な対応は大きく異なつたが、広島大学における文書館設立にあたつても、情報公開法は大きな要因であつた。「広島大学文書館の設置に関する答申」では、「文書館の設置は、『広島大学行政文書管理規程』第八条第二項および『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』（平成二一年五月一四日法律第四二号）第四〇条に基づき設置する。」と明言している。広島大学行政文書管理規程第八条第二項は「前項の規定により、原則として廃棄するものとされている行政文書のうち、本学にとって歴史的、学術的に貴重な文書の取扱いについては、学長が別に定める。」というものであり、情報公開法第四〇条は「政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。」というものである。情報公開法第四〇条は義務を伴わない努力規定ではあるが、広島大学文書館は情報公開法に対応するものであることを明確に宣言した。二〇〇四年四月一日、広島大学文書館は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成一四年政令第一九九号）第一条第一項第五号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて、保有する歴史的若しくは

文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第二条の規定による適切な管理を行うもの」として総務大臣の指定を受けた（平成一六年総務省告示第三〇一号）。国立大学である広島大学は、「國民主権の理念にのつとり、」大学の「保有する情報の一層の公開を図り、もつて」大学の「有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるように」せねばならないのである。⁽¹⁶⁾

4 国立大学法人化

情報公開法とともに国立大学法人化も、広島大学文書館設置に影響を及ぼした。「広島大学文書館の設置に関する答申」では、「国立大学法人化にともない広島大学自らが政策立案の主体となるためには、政策決定・実施等に資する組織が必要となつていて。また、広島大学の個性化を図りつつ、大学構成員にその意識を喚起するためには、大学の理念を研究するとともに、広島大学史研究および大学関係資料の収集による、不斷の検証作業が不可欠である。上記の問題を解決する組織として広島大学文書館（以下、「文書館」）の設置は急務である。」と指摘している。法人化による大学の個性化と政策立案の必要性が、広島大学文書館設立を後押ししたのであつた。

二、現 状

1 規 則

広島大学文書館の設置根拠は、「国立大学法人法（平成一五年法律

第一一二号。以下「法人法」という。)に基づき設立される国立大学

法人広島大学及びその法人によって設置される広島大学の組織及び運

営等に関し必要な事項を定め」た広島大学学則(引用条文は第一条)

の第六条に「本学に、学内共同教育研究施設として、次の施設を置く。(中略)文書館」とあることによる。広島大学学則第一八条では「第

六条から前条までに規定する教育研究組織における教育研究活動及び管理運営に関し必要な事項は、別に定める」とあり、この規定に基づいて定められた広島大学文書館規則(平成一六年四月一日規則第五三号)にのつとつて広島大学文書館は運営されることになる。以下にその全文を掲げる。

平成一六年四月一日

規則第五三号

広島大学文書館規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島大学学則(平成一六年四月一日規則第一号)第一八条の規定に基づき、広島大学文書館(以下「文書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 文書館は、広島大学(以下「本学」という。)の学内共

同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の保存・整理

並びに大学の歴史に関する記録の収集・整理・保存及び公開を行

うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。

(組織)

第三条 文書館に、次の職員を置く。

一 文書館長

二 専任教員

三 その他必要な職員

第四条 文書館長は、本学専任教員又は助教授をもつて充てる。

2 文書館長は、副学長(人事・総務担当)(以下「副学長」という。)の意見を聴いて、学長が任命する。

3 文書館長は、副学長の助言により文書館の業務を掌理する。

4 文書館長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

5 文書館長が辞任を申し出たとき、又は欠員となつたときの後任者の任期は、その任命の日から起算して一年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第五条 文書館の専任教員は、副学長の意見を聴いて、学長が任命する。

第六条 調査員は、本学専任教員又は学外の研究者のうちから、副学長の意見を聴いて、学長が任命又は委嘱する。

2 調査員は、文書館長の指示に基づき、調査研究を行う。

3 調査員の任期は、二年とする。ただし、四月一日以後に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算

して一年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 調査員の再任は、妨げない。

(室)

第七条 文書館に、第二条に掲げる目的を達成するため、次の室を置く。

一 公文書室

二 大学史資料室

第八条 室に室長及び室主任を置き、文書館の職員をもつて充てる。

2 室長は、室の業務を掌理し、文書館長の職務を補佐する。

3 室主任は、室長の職務を補佐する。

4 室長及び室主任の任期は、二年とする。ただし、四月一日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して一年を経過した日の属する年度の末日までとする。

5 室長及び室主任の再任は、妨げない。

(分館)

第九条 文書館に、分館を置くことができる。

(運営委員会)

第十一条 文書館に、広島大学文書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第十二条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

一 文書館長

二 図書館部長

三 総務部長

四 文書館の専任教員（教授及び助教授に限る。）

五 学長が必要と認めた者若干人

2 委員は、学長が任命する。

3 第一項第五号の委員の任期は、二年とし、四月一日に任命することを常例とする。ただし、四月一日以後に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して一年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第一項第五号の委員の再任は、妨げない。

第十三条 運営委員会は、文書館に關し次に掲げる事項を審議する。

一 管理運営の基本方針に關すること。

二 事業計画に關すること。

三 その他文書館の運営に關すること。

第十四条 運営委員会に委員長を置き、文書館長をもつて充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第十五条 文書館の運営支援は、総務部において行う。

(雑則)

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、文書館が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成一六年四月一日から施行する。
 - 2 文書館設置後最初に任命される文書館長については、第四条第二項の規定にかかわらず、旧広島大学文書館設立準備委員会の推薦により、学長が任命する。
 - 3 文書館設置後最初に任命される文書館の専任教員については、第五条の規定にかかわらず、旧広島大学文書館設立準備委員会の推薦により、学長が任命する。
- 広島大学文書館規則第二条では、「文書館は、広島大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、本学にとつて重要な文書の保存・整理並びに大学の歴史に関する記録の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。」と定めている。以下、この目的規定について検討を加える。
- 「学内共同教育研究施設として」というのは、前述したように広島大学学則第一六条に基づくことである。そもそも学内共同教育研究施設とは、旧国立大学設置法施行規則第二〇条の三で「当該大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行なう施設又は教育若しくは研究のため共用する施設」と定義されていた言葉である。旧国立大学時代の学内共同教育研究施設は文部省令によつて規定され、学内措置で設置された組織とは区別されていたが、国立大学法

人化によって広島大学では、旧省令施設も学内措置施設も学内共同教育研究施設と称すようになつた。

具体的に広島大学文書館の目的を定めているのは、「本学にとつて重要な文書の保存・整理並びに大学の歴史に関する記録の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行う」の部分であるが、これは①「本学にとつて重要な文書の保存・整理」、②「大学の歴史に関する記録の収集・整理・保存及び公開」、③「関連する分野の教育研究」の三つに分けられる。①については、当初は公文書館法にならつて「本学にとつて歴史資料として重要な文書」とすることを検討していた。しかし、文書をきちんと残すためには文書作成段階からアーカイブの関与が不可欠であることを踏まえて、「歴史的に」の文言は削除した。この変更には、内閣府に置かれた「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」が二〇〇三年一二月に「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」に昇格した際に、「歴史資料として」の文言が削除されたことを参考にした。①においては、文書館は広島大学の他部局が作成した文書の移管を受けるため「収集」という言葉は使用していない。また、情報公開法に基づく現用文書の公開は他部局の業務であるため、「公開」の文言を使用していない。②は、個人や団体などの文書を念頭に置いたものである。そして③の「教育研究」は、大学という教育研究機関において教員を配置されている組織としての使命である。

しかしながら、この目的規定には問題があると考える。①と②において、取り扱う資料の対象と業務内容が異なつており、それについ

て様々な解釈が成り立ちうるからである。後述するように、広島大学文書館は公文書室と大学史資料室という二つの組織から成り立つており、①が公文書室に、②が大学史資料室に対応していると解釈される可能性がある。しかし、そのように解釈すると①には「公開」の文言が入っていないため、保存年限が満了した歴史的公文書を公開することができなくなる。これだとアーカイブズとしての根幹業務をなすことができなくなり、このように解釈することはできない。現在私は、①を半現用文書、②を非現用文書と個人文書等と解釈するのが適当であろうと考えているが、誰が読んでも理解しやすい文章にするべきである。

また、①で「文書」、②で「記録」という言葉を使っているが、この使い分けにも問題がある。記録管理学では、「文書」と「記録」は

厳密に使い分けられる言葉である。「文書」と「記録」の最も大きな違いは、文書が単なる記録化された情報であるのに対し、記録は法的な義務の履行又は業務処理の証拠として作成保存されるもので、記録は基本的に修正・変更をしてはならないという原則がある点である。

「文書」Ⅳ「記録」の関係があり、一般的な文書のうち、記録管理システム (Recordkeeping System) に組込まれたもののみが記録なのであるが⁽¹⁹⁾、広島大学文書館規則では、「文書」Ⅳ「記録」として使つてしまっている。

なお、記録管理学会がいうような「文書」と「記録」の区分は、日本では一般的ではない。その原因の一つに、公文書館法があるのでなかろうか。公文書館法第二条では、「この法律において『公文書等』

とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう」と規定しており、同法第三条には「歴史資料として重要な公文書等」とある。第三条の「公文書等」の「等」には公文書以外の古文書などを含むと解釈されているのであるが、古文書などの「等」と「その他の記録」が同じ意味で使われている。自治体においても、例えば沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例第一條に「歴史資料として重要な公文書その他の記録」とあり、広島県立文書館、大分県公文書館、北九州市立文書館、久喜市公文書館、守山市公文書館、本渡市立天草アーカイブズ、北谷町公文書館も公文書館法の「公文書等」の「等」を「その他の記録」に置き換えていた。これらの条文においては、「文書」Ⅳ「記録」という印象を免れない。

また、広島大学文書館では、インターハイ（旧制）優勝カップやウイニングボールなどの「モノ資料」を所蔵しているが、これらは「文書」でも「記録」でもない。「モノ資料」を所蔵するために、②「大学の歴史に関する記録」を「大学の歴史に関する資料」に改める必要がある⁽²⁰⁾。

加えて、文書館は文書を評価・選別し、文書を廃棄する組織であることを目的規定に明記することも必要であろう。広島大学文書館に限らず、各アーカイブズの目的規定は、資料の収集、整理保管、調査研究、教育普及という博物館の四つの機能に基づく博物館の目的規定を準用してしまっている。そのため、文書館の最も重要な機能といつてもよい評価・選別と廃棄が目的規定に出でこない。これは、これまで日本のアーカイブズ学が独自の展開をなしえなかつたことを示すもの

であり、近世史料を中心とする史料保存運動によつてアーカイブズが設立されてきたこととの限界を示すものもある。評価・選別や廃棄について、仮に目的規定に記さないにしても、少なくとも業務規定の中に明記しておく必要がある。廃棄権限を明記しておかなければ、アーカイブズでは文書の廃棄（一定年限経過後の再選別を含む）が行えなくなってしまう。⁽²²⁾ 自治体アーカイブズにおいても、アーカイブズの評価・選別権、廃棄権を条例に明記しているのは神奈川県立公文書館のみである。ほとんどの館では文書の廃棄を「その他目的達成のために必要な事業」として行つてることになるのであるが、これは改善しなければならない。

京都大学は、「京都大学における法人文書の管理に関する規程」第九条において「保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間とする。）が満了した法人文書は、京都大学大学文書館へ移管するものとする。」とあり、すべての文書が大学文書館に移管される義務規定であることが注目され、評価されてきた。しかし、文書の廃棄については、「京都大学における法人文書の管理に関する規程」および「京都大学大学文書館規程」のどこにも規定されていない。京都大学大学文書館は、「京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行う」（同館規程第一条）ことを目的としており、文書の廃棄は目的外の行為となってしまう。京都大学の法規上では、すべての法人文書は大学文書館において廃棄することなく保存し続けなければならないのである（京都大学大学文書館規程には「その他目的達成のために必要な業務」といった業務規定も存在しない）。

なお、名古屋大学大学文書資料室はその規程において、「本学の半現用の文書及びその他の記録の管理並びに評価選別に関すること」（第二条）と「評価選別」を業務として明記しているが、「廃棄」については書かれていない。

2 組織

広島大学文書館には、公文書室と大学史資料室という二つの室がかれている（広島大学文書館規則第八条）。

①公文書室

「広島大学文書館設置構想」では公文書室について以下のように説明している。

公文書室は、非現用文書のすべてについて移管を受け、政策研究（立案・実施）に関する文書の選別・保存・廃棄に関する一切の責任を負う。これにより原局における事務処理の便宜を図ることとする。また、必要に応じて各部局に文書館の「分館」を設置する。⁽²³⁾

公文書室では、大学が作成した法人文書（事務文書）のうち保存期間が満了したものについて、その保存・廃棄を決定し、保存することとしたものについて整理・公開するのであり、広島大学文書館をアーカイブズたらしむための根本業務をなう部署である。法人文書の廃棄や文書館への移管については、広島大学法人文書管理規則に以下のように定められている。

(移管)

第二十四条 文書管理者は、保存期間（保存期間が延長されたときは、延長後の保存期間。次条において同じ。）が満了した法人文書（保存期間が一年未満のものを除く。）にあって、本学にとつて歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存する必要のある法人文書については、文書館に移管しなければならない。⁽²⁴⁾

2 前項の移管は、総括文書管理者と文書館長との協議の上行うこととする。

3 文書館は、移管された法人文書について、文書管理システムに目録情報を登録し、総括文書管理者に報告する。

(廃棄)

第二十五条 保存期間が満了した法人文書（保存期間が一年未満のものを除く。）は、前条第一項の規定によるものを除き、原則として廃棄する。

2 法人文書の廃棄を行うにあたっては、別記様式第二号による法人文書廃棄簿（以下「廃棄簿」という。）に、廃棄する法人文書の名称及び年月日を記載するとともに、文書管理システムに入力し、総括文書管理者及び文書館長に報告しなければならない。

3 法人文書を廃棄するにあたっては、廃棄する法人文書の内容に応じた方法で行うものとし、当該法人文書に法第五条各号に規定する不開示情報が記録されているときは、当該不開示情報

が漏えいしないようにしなければならない。

4 保存期間の満了した法人文書の文書館への移管及び廃棄に關し必要な事項は、別に定める。

(保存期間満了前の法人文書の廃棄)

第二十六条 保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由がある法人文書は、廃棄する法人文書の名称、廃棄しなければならない特別の理由及び廃棄年月日を記載した記録を作成し、文書管理者を経て総括文書管理者に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項により廃棄しようとするときは、文書館長に通知しなければならない。

この規則によつて、「文書館は非現用文書の保存機関として明示されるとともに、半現用文書の受入保存も可能となつた。また、文書の廃棄にあたつては文書館へ報告することが義務づけられた。これにより広島大学はそれまで不明確であつた半現用・非現用文書の取扱いを規定し、文書管理の基盤整備を遂げたと言えよう。」との主張も見られるが、筆者はそのような見解は取らない。広島大学法人文書管理規則では、半現用文書の取り扱いについて何ら定めていない。⁽²⁵⁾また、「広島大学文書館設置構想」に述べられていた文書館が「文書の選別・保存・廃棄に関する一切の責任を負う」ことは、法人文書管理規則では実現していないのである。

広島大学法人文書管理規則第二十四条を素直に読むと、「本学にとつて歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存する

必要のある法人文書」(以下「歴史的文書」と略記)を判断するのは、文書管理者である。広島大学では、文書管理者には課長または副課長等があてられている。第二項に「前項の移管は、総括文書管理者と文書館長との協議の上行うこととする。」とあるが、この条項は歴史的文書をどのようにして認定するかでなく、歴史的文書として認定された文書の移管手続きについての定と解釈される。その際、第二十五条第四項に「保存期間の満了した法人文書の文書館への移管及び廃棄に關し必要な事項は、別に定める。」とあることと重複しており、現行の条文は不要になる。ここには、歴史的文書と認定する評価・選別権が文書館長にあることを明記しておく必要がある。

現行の文書管理規則では、文書廃棄にあたって「文書館長に報告しなければならない。」(第二十五条第一項)となっている。ここでは単に「報告」とあるのみで、事前とか事後とかの取り決めはない。したがって、「文書を廃棄しました」との報告を文書館長にすればよいことになる。また、仮に文書廃棄の事前報告がなされたとしても、文書館長にはその廃棄を止める権限はない。報告とは、「ある任務を与えたものが、その用務の情況・結果などを述べること。復命。⁽²⁷⁾」といふことであり、文書を廃棄する任務は文書管理者に与えられているのである。廃棄にあたっては、文書館長に報告でなく、文書館長の許可を得なければならないとしなければならない。

第二十五条が適用される法人文書、すなわち「原則として廃棄する」法人文書は、「保存期間が一年未満のものを除く」ことになつてゐる。これは、一年未満保存文書については、第二項以下の手続きを経なく

ても廃棄できるように配慮したものと思われる。しかし「保存期間が一年未満のものを除く」としたために、現行条文下ではそれらの文書を廃棄することができない。第二十四条および第二十五条の「保存期間が一年未満のものを除く。」の文言は削除する必要がある。

また、第二十六条保存期間満了前の法人文書の廃棄では、総括文書管理者（学長）の許可を得なければならぬが、文書館長へは通知するのみでよくなつてゐる。保存期間満了前に文書を廃棄するにあたつては、総括文書管理者とともに文書館長の許可を得なければならぬとする必要がある。そうでないと、規則上の抜け穴ができてしまうことになる。（実際にそのような「抜け穴」的な廃棄が行われるとはなかなか考えられない。しかし、法規上は完全な規定を目指すべきである）。要するに、法人文書を廃棄するにあたつての評価・選別権は、文書館のみに存在することを規則上明記することが必要なのである。

②大学史資料室

大学史資料室について、「広島大学文書館設置構想」は次のように述べている。

大学史資料室では、広島大学に関する諸資料（森戸辰男関係史料など）について収集・選別し、目録の作成を通じて整理、保管・保存、公開を行う。集積した資料を基に調査研究を行い、紀要、展示等の多様な手段により積極的な情報公開を行う。大学構成員に対しても、研修、講義等を行い、社会に対し公開講座・シンポジウム、展示等を開催する。⁽²⁸⁾

大学史資料室では、広島大学前身校に関する資料や個人文書等、大学史にかかる資料を主として取り扱う。個人文書の中でも、広島大学初代学長である森戸辰男の関係文書は、森戸辰男記念文庫として管理している。

日本の大学アーカイブズにおいて二室体制を取っているところは、現在のところ広島大学の他には存在しない⁽²⁹⁾。「二室体制の利点は、年

史編纂を契機として成立してきた従来型の資料室の機能と、大学の公文書館としての機能とを、一つの組織に包括し、資料保存という共通の目的達成に二つの方向から取り組むことができるところにある。この体制は、恐らく他の大学が従来型の資料室をアーカイブズ組織へと改編しようとする際の原型になりうるものと考えている。⁽³⁰⁾と独自性を強調する論もあるが、広島大学文書館の「公文書室」・「大学史資料室」は、自治体アーカイブズの「行政資料課」・「郷土資料課」といった体制に類するものと捉えることができる。

また、「事務組織寄りの公文書室と、教育研究組織寄りの大学史資料室」とが協調して事業に取り組むという新たな形態を提示している。このため文書館は文書管理ルートに位置づけられるとともに、教員を配置する合理性を得られるのである。⁽³¹⁾との主張も見られる。しかし、この論で行くと、教員を配置する合理性は大学史資料室にしか得られないことになり、公文書室に教員を配置して教育研究（将来的にはアーキビスト養成）を行うことに道を閉ざすことになりかねない。今後対外的に（特に学内他部局に対して）説明する際には注意が必要であろう⁽³²⁾。

なお、文書館には分館を置くことができることになつていて（広島大学文書館規則第九条）。これは、文書館に移管された文書もそのままで各部局に保管することができる制度であり、京都大学大学文書館にならつたものである。ただし、広島大学では今のところ実際に分館を置いてはいない。

③運営委員会と運営支援

広島大学文書館の運営にあたつては、運営委員会が設けられている（広島大学文書館規則第一〇〇～一四条）。その構成員は、文書館長（委員長）、図書館部長、総務部長、文書館の専任教員（教授及び助教授に限る）、学長が必要と認めた者若干人であり、必要最小限にとどめている。この点、学内各部局から代表を出す他の学内共同教育研究施設とは構成を異にしているが、今後分館システムを本格的に稼働するにあたつては、各部局に運営委員を置くことも検討する必要がある。

文書館の運営支援は、総務部法人文書グループにおいて行われている（広島大学文書館規則第一五条）。法人文書グループは、国立大学法人本部で法人文書の管理や情報公開への対応などを職掌としている。文書館は、人事・総務担当副学長（広島大学では旧事務局長が国立大学法人化後は人事・総務担当副学長に就任した）の下におかれている。この点、学術担当副学長等の下におかれている他の学内共同教育研究施設とは異なつていて。これは、人事・総務担当副学長、人事・総務室総務部が法人文書を主管しているためである。すなわち、現用文書と非現用文書の一体的な管理を念頭に置いたものである。⁽³³⁾

3 人 員

広島大学文書館には、館長、専任教員、その他必要な職員を置くことになっている（広島大学文書館規則第三条）。現在のスタッフは、館長（兼任助教授）の他、専任教員（助手）一、教務補佐員一、事務補佐員一の専任職員三人、アルバイト（事務補佐員）七人である。事務補佐員・教務補佐員はいずれも非常勤職員であり、常勤職員は助手一人しかいない。非常に小さな文書館であり、今後のスタッフ拡充が不可欠である。評議会が承認・決定した「広島大学文書館設置構想」では、専任教員として助教授・助手各一を置くことになつており、一刻も早く評議会決定が履行されなければならない。

また、学内外の研究者から調査員を任命することができることになつている（広島大学文書館規則第六条）。現在のところ実際に発令されてはいないが、今後共同研究等を進めていくにあたつて力になるものと思われる。

4 施 設

広島大学文書館は、教育学部音楽棟として使用されていた鉄筋コンクリート二階建の建物の一階部分五九一m²を使用している。元来が音楽用の防音を施された建物であるため、壁は厚く窓は二重窓で外気温・湿度の遮蔽性に優れている。また、ピアノ等のために荷重設計されており、書架の設置に適当である。最も広い部屋である旧講義室（八〇m²）には集密書架を入れ、移管された法人文書を配架することにしている。ピアノの個人練習室として使用されていた六m²の小部屋が

一一もあることは特徴的である。これらの部屋には、個人文書等を部屋ごとに分けて収納している。

5 活 動

非現用文書の移管・評価選別・廃棄・整理・保存・公開は、文書館の最も根幹をなす活動であるが、国立大学法人化後の事務組織改編の影響もあって、本格的な法人文書の移管はまだなされていない。退職教員や卒業生からの個人文書の受け入れは行っている。特に、「ヒロシマ」という地にあり、「平和を希求する精神」を理念とする広島大学の文書館として、原爆・平和に関する資料の収集には積極的である。これらの資料を基にした研究プロジェクトも立ち上げる予定である。

また、旧制広島高等学校同窓会が集積した「旧制広島高等学校資料」は、広島市立中央図書館から移管された。

広島大学文書館には展示室がないが、平成一六年度には三件の展示会を実施した。六月四～一〇日に「旧制広島高等学校の二六年—総合科学部の源流—」展を広島大学総合科学部で、八月四・五日に高校生向けのオープンキャンパスの一環として「初代学長森戸辰男」小展を文書館で、八月八日に総合科学部同窓会の会場において出張展示「総合科学部の誕生」を開催した。旧制広島高等学校同窓会とは二〇〇三年に旧制広島高等学校創立八〇年記念資料展「広高一六年の歴史」を共催しており、前述した資料寄贈はこれを縁とするものである。同窓会との共同事業は同窓生たちに好評を博しており、今後も同窓会との連携強化が望まれる。

教育活動としては、自校史教育「広島大学の歴史」（教養的教育総合科目）を開講している。この授業は五十年史編集室当時の二〇〇一年から行われていたが、年々受講者は増加している。受講学生からは、「広島大学で学ぶ意義づけができた」、「愛校心がわくようになった」などの感想が寄せられており、概ね好評である。将来的には全学必修化を念頭に置いており、また、教職員に対する研修も構想している。二〇〇五年度からは、一般市民を対象にした公開講座を開設する予定である。

オーラルヒストリーは近年注目されている研究手法であるが、広島県政の歩みと密接な関係を有する広島大学では、前広島県知事竹下虎之助のオーラルヒストリーを実施している。また、前広島市長平岡敬の所蔵する被爆朝鮮人関係資料の整理とオーラルヒストリーを、広島大学の地域貢献事業として、広島大学原爆放射線医科学研究所・同平和科学研究センターと共同で実施している。

その他、ホームページ等を通じての広報活動があり、研究成果は『広島大学文書館紀要』として公表する。大学の歴史等に関するレファレンスには日常的に対応している。二〇〇四年一月七日には、設立記念シンポジウムを開催した。

おわりに

広島大学文書館の設立経緯として、①広島大学五十年史編纂事業と②森戸辰男関係文書整理事業という二つの前史的事業と、③情報公開

法の施行と④国立大学法人化という二つの社会的背景を指摘した。年史編纂完了前に年史編集室が文書館へ移行したことは、広島大学文書館の最大の特色である。そのため、文書館設立にあたって、編纂資料の保存や歴史研究への貢献といった議論はあまり強調されなかつた。しかし、それでも文書館は設立されたのである。研究への貢献という面では、森戸辰男関係文書という初代学長に関する一大資料群の存在が大きかつた。

「広島大学文書館の設置を必要とする理由」は、その冒頭に「広島大学は、情報公開法の制定（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）（平成二年五月一四日法律第四二号）による社会への説明責任および国立大学法人化に伴う大学の個性化を図る必要性がある」と謳つていた。「説明責任」＝「アカウンタビリティ」と「個性化」＝「アイデンティティ」、この二つがアーカイブズのキーワードである。これなくして広島大学文書館設立はあり得なかつた。

広島大学文書館の目的規定や移管規定の問題点の指摘は、広島大学のみならず、日本のアーカイブズ一般が抱えている問題の象徴でもあると考へる。これらについては、まずは当館の規則改正に取り組むとともに、いざれアーカイブズ論としての議論を展開したい。

注

- (1) 小川千代子『DJIレポート』第五号、二〇〇三年。
- (2) これまでに広島大学文書館について述べたものとして、小池聖一「広島大学文書館における行政文書管理と電子文書化」『広島大学史紀要』

- 第六号、二〇〇四年、小池聖一「広島大学文書館のめざすもの」『広島大学文書館紀要』第七号、二〇〇五年、小宮山道夫「広島大学文書館の特色」『九州大学大学史料室ニュース』第一四号、二〇〇四年、菅真城「広島大学文書館が設置されました」『芸備地方史研究』第二四二号、二〇〇四年、菅真城「広島大学文書館の開館」『アーカイブズ』第一七号、二〇〇四年、がある。
- (3)『広島大学史紀要』第五号、二〇〇三年。
- (4)小池聖一「広島大学文書館の設置関係文書解題」『広島大学史紀要』第五号、二〇〇三年。
- (5)『広島大学史紀要』第五号、二〇〇三年。
- (6)「広島大学文書館の設置関係文書」『広島大学史紀要』第五号、二〇〇三年。
- (7)「広島大学文書館の設置関係文書」『広島大学史紀要』第五号、二〇〇三年。
- (8)広島大学五十年史編集専門委員会専門委員長・同編集室長頼祺一は、「今回の年史編纂の課題は、その作成が一段落したあかつきには大学資料室のようなものを設けていただき、将来に向けた資料保存をしなければならない」と私なりに考えています。図録や年史の編纂は編集室に任せておけばいいから、むしろ私たちは、将来のことを考えなければならない、と今は思っています」と述べていた(頼祺一「『広島大学二十五年史』の編集活動を振り返つて」『広島大学史紀要』第一号、一九九九年)。
- (9)寺崎昌男「私の大学アーカイブス論—回想・状況・意義—」『大学史紀要 紫紺の歴程』第五号、明治大学、二〇〇一年。
- (10)小池聖一「解題」『広島大学所蔵森戸辰男関係文書目録』上巻、二〇〇一年。
- (11)『中国新聞』二〇〇一年一月九日。
- (12)「森戸辰男関係史料の整備に関する件」『広島大学史紀要』第五号、二〇〇三年。
- (13)法人化後の国立大学には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成二三年法律第一四〇号)が適用されている。
- (14)西山伸「京都大学大学文書館—設置・現状・課題—」『研究叢書第三号 大学アーカイブズの設立と運営—二〇〇一年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学』全国大学史資料協議会、二〇〇二年。
- (15)「情報部会答申に対する提言」『広島大学史紀要』第五号、二〇〇三年。
- (16)「情報部会答申に対する提言についての回答」『広島大学史紀要』第五号、二〇〇三年。
- (17)情報公開法第一条。
- (18)「広島大学文書館の設置関係文書」『広島大学史紀要』第五号、二〇〇三年。
- (19)記録管理学会ホームページ(<http://wwwsoc.nii.ac.jp/rmsj/qanda/qanda.html>)。
- (20)この点に関しては、規則を改正する予定である。
- (21)博物館法第二条では、「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と規定している。
- (22)これに関して田嶋万希子氏が、金沢大学の「資料館には廃棄権がない

- ため一度資料館に移管されると保管しつづける」と指摘している（田嶋万希子「金沢大学資料館の資料収集について—収集経緯と資料からみえること—」『平成一五年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文集』独立行政法人国立公文書館、一〇〇四年）。ただし、金沢大学資料館規程第三条には、資料館の業務として「その他資料館の目的達成のために必要な業務」とあり、この条文に基づいて文書を廃棄することが可能と解釈することもできる。
- (23) 「広島大学文書館の設置関係文書」『広島大学史紀要』第五号、一〇〇三年。
- (24) 「文書館に移管しなければならない。」とある部分は、「広島大学文書館（以下「文書館」という。）に移管しなければならない。」に修正する必要がある。
- (25) 小宮山道夫「広島大学文書館の特色」『九州大学大学史料室ニュース』第二四号、一〇〇四年。
- (26) 第二二条に「前条第一項の規定にかかわらず、文書管理者は、作成し、又は取得した日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して一年間を経た法人文書を、総括文書管理者の指定する場所に保存することができる。」と定めているのみである。
- (27) 『日本国語大辞典 第二版』小学館、一〇〇一年。
- (28) 「広島大学文書館の設置関係文書」『広島大学史紀要』第五号、一〇〇三年。
- (29) 一〇〇五年四月に設置予定の九州大学大学文書館は、法人文書資料室と大学史資料室という二室体制を取る予定である。
- (30) 小宮山道夫「広島大学文書館の特色」『九州大学大学史料室ニュース』第二四号、一〇〇四年。
- (31) 小宮山道夫「広島大学文書館の特色」『九州大学大学史料室ニュース』第二四号、一〇〇四年。
- (32) ただし、小宮山は「事務組織寄りの公文書室と、教育研究組織寄りの「大学史資料室」というふうに「寄り」という表現を使つており、両者を完全に峻別しているわけではない。なお、小宮山の論調は、公文書室への教員配置の障害となるが、公文書室への常勤事務職員配置を求める際にはその根拠となりうる。今後の戦略に応じた主張が必要であろう。
- (33) 自治体アーカイブズにおいては、その所属が首長部局か教育委員会部局かということがよく議論され、首長部局でないと文書移管に妨げがあると主張されることがある。しかし、首長部局の何処に置かれるのがよいかという議論は、筆者は寡聞にして知らない。自治体アーカイブズにおいても、アーカイブズの所属先は文書主管課との関係が考慮されるべきであろう。
- (34) 「広島大学文書館の設置関係文書」『広島大学史紀要』第五号、一〇〇三年。
- (付記)
- 本稿は、独立行政法人国立公文書館の平成一六年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文「大学アーカイブズ論の構築のために—広島大学文書館を通して考える—」のうち広島大学文書館の設立経緯と現状について書いた部分を改稿したものである。
- (かん まさき・広島大学文書館公文書室主任)